

午後から学べる Android 講座



スマートフォンエンジニア Androidアプリ実践開発科



■厚生労働省 緊急人材育成支援事業 実践演習コース
■訓練番号：22-13-03-02-1273

受講生募集★受講無料★

訓練対象者

・就職先としてIT業界を志望される方、特に今後急速に普及が予測されるスマートフォンのAndroidを用いた組み込みソフトウェア開発に携わりたい方

訓練目標

・最新技術である次世代携帯プラットフォーム(Android)上で動作するアプリケーションを自立して開発できる技術を身につけて頂きます。本技術を身に付けることにより、企業内のAndroid製品開発に携われる能力、または自身のアイデアで開発したアプリケーションを市場で販売し収益を得る能力が身に付きます。

訓練修了後の 関連職種

・プログラマー、システムエンジニア、組み込みソフトウェアエンジニア、アプリケーションエンジニア、IT関連講師など。

修了後に習得 できる資格

・終了後に無試験で習得できる資格はありません。
・ただし希望に応じて、Android技術者試験(ACE)や組み込みソフトウェア技術者試験クラス2(ETEC)、IT資格試験が受験できます。

訓練要項

- <訓練期間> 平成22年11月22日(月) ~ 平成23年5月20日(金)
- <訓練時間> 15時30分 ~ 21時10分(休憩含む)
- <訓練場所> ET教育フォーラム 研修センター(四ツ谷駅、麴町駅)
- <自己負担> 7,980円(テキスト代) ※入校後に購入いただきます。
- <受講料金> 無料
- <訓練定員> 24名 ※応募者が最低実施人数に満たない場合、訓練の実施を中止する場合があります。

募集要項

- <募集期間> 平成22年10月4日(月) ~ 平成22年10月22日(金)
- <選考日> 平成22年10月26日(火)
- <選考方法> 面接と簡単なアンケート
- <結果通知> 平成22年10月28日(木)
- <申込方法> 最寄りのハローワークで受付をし、その後に弊社問合せ先へご連絡ください。選考等のご案内致します。

<選考会場・訓練実施施設>

ET教育フォーラム研修センター 03-5226-3115

東京都千代田区麴町5-3-23 ニュー麴町ビル9階

■JR中央線、総武線、地下鉄丸の内線、南北線、四ツ谷駅から徒歩3分

■地下鉄有楽町線麴町駅から徒歩7分(地図参照)



カリキュラム	学 科
Java概論	Javaで文字表示、各種構文、メソッド、配列、インタフェース、ガーベージコレクション、スレッド、パッケージ、ファイル操作と入出力、クラスの調べ方。コレクションの知識の学習およびJavaの構文、基礎で学習したものの知識を元に、その応用方法の学習を行います。
Android基礎	Androidの概要、Java言語とDALVIK仮想マシン、Android端末の種類、Androidのバージョン知識などAndroidアプリ作成の基礎の学習を行います。
API基礎	および、基礎API、ユーザーインターフェイス、データの読書き、データの通信、アクティビティ等に関する学習を行います。

カリキュラム	実 技
Java & Android環境設定実習	Androidアプリの開発ツールの準備および、Java開発環境の設定の実習を行います。
応用課題実習	Androidアプリの基礎知識および、Java(計算・変数と型・IF文・SWITCH文・FOR文・WHILE文とSTRING文・オブジェクト指向、クラスなど学科で学んだ内容)を用いた実践的なプログラミングの作成を、1～5の段階的に行います。
上流工程から方式設計までの実技演習	上流工程の概要・成果物の紹介。各個人の成果物フォルダ作成。JUDEについて、UMLの概要、開発手法の紹介と概要、システム要求分析・方式設計、ソフトウェア要求分析・方式設計の概要を実際に実施します。
下流工程から開発の進め方までの実技演習	下流工程の概要、下流工程の全体像・成果物の構成管理の実習。また下流工程の開発の進め方を実際に実施します。
ソフトウェア詳細設計から納品までの実技演習	実際の現場作業手順に則り、ソフトウェア詳細設計、コード作成とテスト、結合テスト、システム結合テスト、納品を実際に実施します。

■ 訓練・生活支援金

職業訓練で受講している間、下記要件を満たせば、生活支援給付が支給されます。

被扶養者のいる方：12万円/月額 左記以外の方：10万円/月額

<訓練・生活支援給付金の資格要件>

■ 以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 就職安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方
 ※遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。
 ※一定の要件を満たされた方に支給されます。
 ※選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。
 ※応募者が最低実施人数に満たないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。
 ※収入要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められます。
 ※世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。
 ※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。